

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 21 日から 48 年 4 月 1 日まで  
昭和 43 年 3 月から 48 年 4 月までの厚生年金保険の加入期間について、照会したところ、脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。

退職から 2 年以上経過した昭和 50 年 7 月 18 日の支給記録であるが、自分では請求も受給もした覚えは全く無い。

また、脱退手当金支給日と国民年金の任意加入日が同じ日というのも不自然であり、厚生年金期間を精算して国民年金へ加入することの方が不合理である。

以上のとおり、脱退手当金は受けておらず、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から 2 年 3 か月後の昭和 50 年 7 月 18 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、現在の A 銀行総務担当者からは「申立人に係る厚生年金保険の事業主による脱退手当金の代理請求については、当時の関係書類が現存しないことから、確認できない。」旨の回答があるほか、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者で社会保険庁の記録において、脱退手当金の支給が確認できた者の厚生年金保険被保険者原票については、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示が確認できるが、申立人の厚生年金保険被保

険者原票には「脱」の表示は無い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票の氏名は旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 48 年 7 月 6 日に結婚し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、申立人は国民年金に任意加入し、昭和 50 年 7 月から 61 年 3 月まで付加保険料も納付しており、「年金を大切なものと考えていた。」とする申立内容は基本的に信用でき、年金に対する意識の高さを考慮すると、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から43年3月までの期間、43年4月から47年10月までの期間及び58年4月から平成2年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年8月から43年3月まで  
② 昭和43年4月から47年10月まで  
③ 昭和58年4月から平成2年12月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私は、申立期間について、A県B市役所の担当課窓口で国民健康保険税及び市民税・県民税と共に国民年金保険料を納付していた記憶があるので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年4月1日の時点では、申立期間のほとんどが時効により納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は「C県D市役所の窓口で国民年金保険料を納付していた。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年4月1日の時点では、申立期間の一部において現年度保険料が納付できない期間である上、申立人は申立当時の保険料を「月々2,000円くらい納付していた。」と主張しているが、申立期間当時の保険料額は150円から250円くらいであり大きく相違している。

さらに、申立期間③について、申立人は「B市役所の担当課窓口において、国民年金保険料、国民健康保険税及び市民税・県民税を同時に納付していた。」としているが、申立人から提出された昭和63年度から平成2年

度までの国民健康保険税及び市民税・県民税の領収書については、ほとんどが市役所の担当課窓口以外の金融機関での領収印が見られることから、その主張は不合理である上、領収書の中に国民年金保険料が含まれていないのは不自然である。

加えて、申立期間の合計が15年と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月16日から30年9月21日まで

厚生年金期間について照会したところ、申立期間について昭和30年10月31日に脱退手当金支給による精算済みであるとの回答をもらった。しかし、私は脱退手当金の受給手続を取った覚えはなく、支給決定の通知も受け取っていない。

また、退職後の昭和30年6月に結婚し、A県B市に住んでいたため、厚生年金の加入期間が同年9月までというのもおかしく、勤務したのは21年から29年であったと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

C社を商号変更したD社では、事業主による脱退手当金の代理請求等について確認不能と回答しているが、厚生年金保険の被保険者454人（申立人を含む）を抽出してみたところ、脱退手当金の支給記録ありが16人（申立人を含む）、支給記録無しが12人確認でき、昭和36年度の年金通算制度創設を境にして、脱退手当金の支給記録ありはこれ以前に、支給記録無しはこれ以後に片寄っており、支給記録あり16人（申立人を含む）については、事業所退職から脱退手当金支給まで、15人（申立人を含む）が1年以内であることを踏まえると、事業主による代理請求が行われていたものと推認することができる。

また、申立人は、昭和30年9月20日に当該事業所を資格喪失し、退職から1か月後の同年10月31日にE社会保険事務所が脱退手当金を支給したという社会保険庁の記録について、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退

手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 34 年 9 月から 36 年 3 月まで  
②昭和 36 年 10 月から 38 年 10 月 5 日まで  
③昭和 43 年 1 月 26 日から同年 3 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者期間について確認したところ、A社に勤務した時の加入記録が、昭和 38 年 10 月 5 日から 43 年 1 月 26 日までとなっている旨の回答を受けた。

私は、昭和 34 年 9 月ごろから、一度、同事業所で勤務し、1年くらい勤務した後で退職した。その後、一度、B船に乗船した後、同事業所で再び勤務し、43年3月に転職するまで継続して働いていた。

勤務期間中、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が記憶している同僚の勤務期間などから、申立人が、申立期間①及び②の中には、A社で勤務していた期間があったことを推認することができるものの、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立期間①のうち、昭和 35 年 4 月 11 日から同年 8 月 11 日までの期間において、申立人が船員保険被保険者であることが確認でき、申立期間②のうち、37 年 4 月 1 日から同年 8 月 13 日までの期間において、申立人が船員保険被保険者であること、及び 38 年 5 月から 9 月までは、国民年金保険料の納付記録があることが確認できる上、申立期間③については、雇用保険被保険者記録でも、43 年 1 月 25 日をもって離職したことで



なっており、厚生年金保険被保険者資格を喪失した年月日と一致していることが確認できる。

さらに、証言を得ることができた同僚 10 人のうち 5 人は、「同事業所では、見習期間と称して、勤務し始めてから、しばらくの間は、厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と記憶しており、これら同僚に係る勤務開始時期と厚生年金保険被保険者期間を比較すると、勤務開始から最大で 1 年程度、厚生年金保険に係る資格取得手続が遅れていることがうかがえる。

加えて、昭和 33 年 12 月 1 日から 38 年 11 月 2 日までの期間に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した 123 人について、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、健康保険被保険者証の整理記号番号には欠番が無く、申立人の整理記号番号より前の番号を持つ 115 人の中に申立人の氏名は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
② 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
③ 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

申立期間については、A社に勤務していたが、社会保険庁に照会した結果、厚生年金保険に加入した事実は確認できないとの回答を受けた。

私は、厚生年金保険料を控除されていた記憶は無いが、厚生年金保険の資格取得手続をしていたものと認識しているので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社に勤務していた同僚の証言から、申立人が申立期間③について、当該事業所へ勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、A社は、「現在、昭和 40 年ころから当社で働いている職人が在籍しており、その職人達の証言によると、54 年ころからA社は職人の社会保険の資格取得手続をしていたが、それ以前はほとんどの職人は厚生年金保険へ入っていなかったと証言していた。」と回答している上、申立人の同僚等 4 名は、「申立期間当時はほとんどの職人が厚生年金保険の資格を取得していなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和 42 年 7 月 20 日（新規適用年月日）から 45 年 3 月 31 日までの延べ 23 名の記録を確認したが、健康保険の整

理記号番号に欠番は無い。

一方、雇用保険の加入記録から、申立期間①及び②については、申立人が主張するA社での記録が確認できない。なお、同期間については、B社での記録が確認できるが、社会保険庁の職歴審査照会回答票（個人一覽）を確認しても、当該事業所で厚生年金保険被保険者となった中には、申立人に該当する者は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。